

古典のテキストデータ化と著作権

喜多三佳

On the necessity of legal protection of electronic publishing of the classics in text form

Mika KITA

ABSTRACT

Under the present Japanese copyright law, any protection is not given to those who, by studying minutely the original texts, present to the public the clearly and exactly revised texts and those who put them into the network. Considering this situation, this paper aims to expound the rationale of inserting into the present system of copyright law the new rules to protect, though in this case in much shorter term than in the case of general copyright, the rights of the revisers and those of the specialists who put the efforts of the revisers into the computer. Since the lack of the above-mentioned protection is the big factor which keeps low the level of Japanese network publication of revised texts, this realization of new protection rules will contribute to the increase of future appearance of revised texts on the network.

KEYWORDS : electronic publishing , text data , the right of reprint , classics

1. はじめに

ここ十数年来、いわゆる電子出版がさかんに行われるようになってきた。とくに最近では、インターネットを介してアクセスできる書籍や資料が飛躍的に増えてきている¹。一般には入手しにくい古典をネット上で閲覧可能にしたものもあり、学術上非常に価値のあることと考える。

古典の原典（あるいは希少な抄本）などを紹介する際には、画像形式をとることに大きな意味があるが、内容を楽に読みたい、文中の特定の用語を検索したいなどという場合には、テキストデータ形式が圧倒的に便利である。中国・台湾では近年、このような古典のテキストデータ化（以下、テキスト化という）が大変盛んである。一例を挙げれば、中国の正史である「二十五史」などを無料でネット公開している台湾中央研究院のサイト²は、中国史を学ぶ者にとって、いまや必見のものとなっている。

日本でも、古典のテキスト化・ネット公開を進めていくべきだというのは、誰も異論のないところだと思う。ただ、中国・台湾の事情を紹介する人が、しばしば指摘しているのは、日本において、古典のテキスト化やネット公開が著しく立ち遅れているということである³。これにはいろいろな原因が考えられるが、本稿では法制度の面からこの問題を検討してみたい。

実は、日本でも古典のテキスト化に取り組んでいる研究者や研究機関は少なくない。しかし、法律上、（後述するような）さまざまな不安があるために、テキスト化された古典は多くの場合、個人ないし狭いサークル内（たとえば、所属する大学内のみ）でしか利用されていないのが現状である。誰でもが利用できるようにし、しかも研究者の意欲を失わせないようにする方法を、早急に確立せねばならない。

受理日：平成16年9月16日

2. 古典のテキスト化の問題

(1) 第一段階：原典の復元作業

古典研究の第一段階として、その古典の抄本ないし版本をできる限り多く集め、底本を決定し、校訂を加えて、原典をより正確に復元するという作業がある。古典をテキスト化する場合も、それまでに活字になった本（しかも利用に耐える水準のもの）がなければ、この作業からスタートすることになる。

その本が「天下の孤本」である場合、あるいは「某所蔵の〇〇本」という特定の1冊をとくに紹介する場合は、校合の問題は生じないが、それでも、手書きの本から正確に字を読み取り、句読をきり、という作業には、相応の努力と識見が必要である。

現行の著作権法は、上記のような作業に関して、何の規定もおいていない。おそらく、原典を復元するという行為に創作性を認めていないのであろう。しかし、「著作権」の歴史を振り返れば、その始まりは、散在している資料を収集・照合するという手間のかかる作業を経て古典の複製物を制作した出版業者が、海賊版に悩まされたあげく、国王に保護を求めて特権を付与されたことにあるといわれている。とすれば、古典の原文を確定する作業に対し、著作権法上、何らかの保護を与えることが考えられてよいのではないだろうか。

(2) 「将門記」事件判決

いわゆる「将門記」事件は、漢文で書かれた古典の訓読文（読み下し文）を、二次的著作物として保護したケースである⁴。

ある大学教授が、10世紀中頃に成立したと推定される作者不詳の戦記文学『将門記』の一本抄本を底本とし、その他の数種の抄本を参考に校訂を加えて校合文を確定した。教授はこれを訓読文に直したものを主な内容とする本を昭和50年4月ころA社から出版した。同年の秋、B社は、平将門関係の通俗本を出版する際、教授とA社に無断で、教授の訓読文44頁分を写真版により複製して掲載

した。

教授とA社の訴えを受けた裁判所は、本件訓読文を教授の「学識経験に基づく独自の訓読文」であるとし、「著作物を翻案することにより創作した著作物」と認定した⁵。ただ残念ながら、判決は訓読文の前段階としてある校合文の創作性については言及していない。

(3) 第二段階：入力作業とインターネットでの公開

第二段階は、決定された原文をパソコンにテキスト入力し、できあがったテキストデータをネット上で公開するという作業である。もし、自ら原典の復元作業を行わず、すでにある活字本を底本として入力する場合は、この第二段階からスタートすることになる。

現行著作権法では、既存の著作物をデジタルデータ化する作業を行った人には何の権利も生じない。いくら労力をつかったとしても、新たな創作でなければ著作物とはいえない、とされているのである⁶。

現在、OCRソフトは長足の進歩をとげ、スキャナーで取り込んだ字を相当正確に読み取ってくれるようになった。それでも最初にテキストデータを作成するときは、原文との対校作業も欠かせないなど⁷さまざまに手間も費用もかかるのが普通である。そこに何ら権利が生じないとするのは問題ではなからうか。もし、「創作性がない」ということで、著作権法の枠組みに入れることが無理であるならば、何か別の法的保護を考えるべきである⁸。

(4) 考察の方向性

古典のテキスト化・ネット公開を促進するために、校訂者や入力者をどのように保護していけばいいのだろうか。本稿では、①著作権者としての保護 ②出版者としての保護 の二つの面から検討していきたい。

以下ではまず、いまからちょうど25年前に起こった事件を紹介し、②の意味の「法的保護」に

ついて考える助けにしたいと考える。

3. 漱石初版本復刻事件

いわゆる「漱石初版本復刻事件」(1979年)は、著作権のきれた作品を復刻する際に、初版本の出版者の許諾を得る必要があるか、また、復刻本をコピーして復刻本を作ってよいか、が争点となった事件である⁹。

(1) 事件の概要

1) 事件の発端

1979年のはじめ、リーダーズ・ダイジェスト社は、全12点14冊からなる「漱石初版本復刻セット」を制作・販売しようとしていた。当時、著作権の保護期間は著者の死後30年で、夏目漱石(1867-1916)の場合には、1946年12月末日をもって著作権は消滅している。

リーダーズ・ダイジェスト社(以下、リ社という)が新聞に掲載した広告によれば、この「漱石初版本復刻セット」は、「サイズや体裁はもちろんのこと、本文の紙質、帙や函の材料も原本にそろえて入念に復刻、初版本が天金・アンカットなら、そのまま忠実に再現してあるもので、セット単位で申込者に通信販売されることになっていた(価格は34,800円)¹⁰。

ところが、同年2月28日、ほるぶ出版がこの復刻セットの出版・販売差し止めの仮処分を東京地裁に申請した。その理由は、「文字のゆがみなどから、このうち少なくとも『三四郎』『それから』『道草』など7点が財団法人日本近代文学館とほるぶ出版が50年に刊行した『名著復刻漱石文学館』(全23点、25冊)を写真製版したものだ」ということであった¹¹。

同年3月3日、日本近代文学館は緊急理事会を開催し、「リ社を相手取り著作権侵害で復刻本の出版、販売差し止めの仮処分の申請、本訴などあらゆる手段を講じるという強硬な方針」を決定した¹²。その主たる理由は、むろん、リ社が日本近代文学館とほるぶ出版に無断で写真複製したことであったが、それに加えてリ社が新聞広告に日本

近代文学館本の写真を、自社製品であるかのように使用したことに対する憤りも理由となっていた¹³。

同年3月13日、日本近代文学館は、「リ社の行為は著作権侵害、不正競争行為に当たる」とし、復刻本販売禁止などを求める仮処分を東京地裁に申請した¹⁴。

ほるぶと日本近代文学館が主張したのは、復刻本の版面は「著作物」であり、許諾なく複製されてはならない、ということであった。

2) 装丁の著作権侵害をめぐる

一方で、『道草』と『明暗』の初版本の装丁を担当した津田青楓画伯(1978年8月死去)の妻(=著作権の承継人)も装丁の無断使用を理由に出版禁止の仮処分を東京地裁に申請していた。リ社は同画伯の妻に4万円を送り装丁の使用について了解を得ていると主張。妻の側は、リ社が一方的に金を送りつけてきたが、自分は承諾していないと主張した。1979年3月3日、東京地裁は、『道草』『明暗』の装丁部分の増製・販売禁止の仮処分を決定した¹⁵。その結果、この2冊については、少なくともリ社が企図したような、初版本そのままの復刻は不可能になった。

3) 「復刻権」の主張

このような動きに続き、1979年5月29日、岩波書店(『こゝろ』初版本発行者)と、春陽堂書店(『鶉籠』『虞美人艸』『三四郎』『それから』『門』『彼岸過迄』計6点の初版本発行者)が、復刻本7点の発売差し止めの仮処分を東京地裁に申請した¹⁶。岩波側は、リ社の復刻本は、一部を日本近代文学館とほるぶ社の復刻初版本から、残りを元の初版本から複製したものであるとし、出版界では「著者の著作権が切れた初版本を復刻する際でも、初版本の出版元に承諾を求め、“使用料”を払うのが慣例になっている」と初版本出版者の「復刻権」(初版權)を主張した¹⁷。

4) 和解成立

1979年8月31日、リ社と、日本近代文学館・ほるぷ出版、春陽堂書店・岩波書店との間に和解が成立した¹⁸。

日本近代文学館・ほるぷとの和解内容は、大略以下のようなものであった。

- ①近代文学館本の版面・装丁を写真撮影して原版として使用しない
- ②広告宣伝のために近代文学館本の写真を使用しない
- ③近代文学館本を元にしてすでに印刷・製本した復刻本は廃棄する

春陽堂・岩波との和解内容は、以下のようなものであった。

- ①リ社は、他の出版社の本を復刻する場合、著作権の保護期間が経過していたとしても、第一次出版者またはその承継人が存在する限り、その許諾を受けることが出版業界で確立された慣行であるという相手方の主張を認める
- ②春陽堂・岩波は、それぞれの初版本から、リ社が復刻本9点9冊を制作・販売することを許諾する¹⁹。それらは1セットとして販売すること。販売期間は昭和58年（1983年）12月末日までとする。リ社は、（小売価格×出版部数）の2%に当たる金額を春陽堂・岩波に支払うこと

この和解内容からは、日本近代文学館や岩波書店の側の主張が全面的に採用されていることが見て取れる。リ社の側には相当不満が残ったようである²⁰。

(2) 和解内容をどう考えるか

1) 「復刻権」「版面権」主張の背景

春陽堂・岩波の「復刻権」主張の背景にあるのは、初版本出版の際には、非常に手間と費用がかかっている、ということであろう。売れるかどうかその時点では分からない本の出版を企画し、著者の手書きの原稿を活字にし、適切な挿絵を入れ、

読みやすい版面をつくり、内容に合った装丁をほどこす、といった作業が、すべて初版本のときに行われるのである。従って、それが売れると分かった後で、勝手に利用されるのは困る、という気持ちはよく分かる。

また、ほるぷと日本近代文学館は、復刻本を作成するに当たって、できるかぎり初版本に近い復刻本をつくるため、多大な努力をしたと述べており、その成果である「版面」が勝手にコピーされて使われるのは耐え難い、というのも理解できる。

実際、最初の出版者に何の権利も生じないとすれば、B社が、さきに出版されたA社の出版物を著者の許諾を得て丸ごと複製し、自社の出版物として販売する、というようなことが可能になってしまう。これを防ぐには、そうとう長期にわたる著作権設定契約を著者との間に結ぶなどの対策が考えられるが、著者との力関係等でそれが不可能な場合もあるだろう。このような場合、初版本を出すというのは、非常にリスクの高い出版活動になってしまう。

こうしたことを防ぐため、何らかの形で最初の出版者を保護することは必要であり、それが、復刻の際は初版本発行者に許諾を求めよ、「版面」のまるごとのコピーは禁止、という形で主張されたのである。

2) 識者の意見

当時、和解の内容について、「①著作権が消滅した書籍を復刻する場合、初版本出版元に許可を得る、②第三者が努力して作った復刻本を無断で写真製版などで複製してはならない——と、これまでであるといどは守られていた“商習慣”“商道徳”が、法廷での和解で認められた」²¹とするものがある一方で、復刻本を出したい出版社が、初版本出版社の許諾を受けることが「出版業界で確立された慣習」として広く定着しているとはいえず、復刻したい出版社と初版本出版社とのやりとりは「道義的なもので、権利主張の場とは考えられていなかった」²²との意見もあった。

また、著作権法が版そのものを保護していない

以上、すでにある復刻版に「ただ乗り」することは、著作権法上の問題ではなく、不当利得ないし不正競争防止の問題と考えるべきであるとの主張も当時なされている²³。

「著作権が消滅したあとまで権利を主張するのは、国民文化遺産の公有性に反する」、「復刻本に創造性は認められない」というリーダーズ・ダイジェスト社の主張は、著作権法のためまえからいえば、正論であった。そのことは認めつつ、なお、出版者保護のために何らかの権利を付与することを将来的に検討すべきだとする意見も少なくなかったようである²⁴。

3) 和解条項への評価

ただ、上記のような出版者保護の必要性は認めるとしても、この和解内容は少し行き過ぎではないだろうか。

まず、自然人である著者が執筆後せいぜい数十年しか生きないのに対して、法人である出版社は、はるかに「長生きする」可能性がある。試みに、春陽堂と岩波が差し止め請求の対象とした書籍について、書名と初版本出版年を挙げてみれば、次のようになる。

『鶉籠』(1907), 『虞美人艸』(1908), 『三四郎』(1909), 『それから』(1910), 『門』(1911), 『彼岸過迄』(1912), 『こゝろ』(1914)。

これを見て分かるように、一番新しい『こゝろ』でも、1979年時点で考えて65年も前に出版されたものである。著者の著作権でさえ、死後30年(現行著作権法では50年)しか存続しないときに、出版の65年後において初版本発行者に何らかの権利を認める必要があるだろうか。

次に問題となるのは、和解に際して、この「復刻権」は、初版本のみならず、形態(判型・活字組み・装丁など)を新たに出版された出版物すべてについて生ずるとされたことである²⁵。

これまた岩波書店を例にとれば、岩波は過去に繰り返し「漱石全集」を出版している²⁶。版を改

めるごとに新資料や新たな解説等を加え、よりよいものにしていっているわけであるが、復刻権がすべての版に成立すると考えると、岩波書店自らがのりこえ、過去のものにしていったはずの版についても、権利主張し続けることになる。それで果たしていいのだろうか。

そもそも和解であるため、上記の取り決めに拘束されるのは当事者のみであり、これで一般的な方向性が示されたとまではいえないと考える。さらに、リ社に不利な和解内容となった背景には、他社の製品を自社のもののように装って広告写真に使ったというような失点もあるわけで、その意味でも、このケースは一般化しにくい。また、漱石作品であるがゆえの特殊事情というのも考慮しなければならない。差し止めを申請した側、とりわけ岩波書店にとっては、漱石は自社の「顔」であり、絶対に他には譲れないものであった²⁷。

(3) 出版者団体と「版面権」主張

「版面権」は、この事件以前から、複写・複製との関係でしばしば主張されてきた。1970年の著作権法全面改正にあたり、日本書籍出版協会は、その立案段階から「発行された出版物の組版面を写真その他物理的的科学的方法によって複写する場合には出版者の許諾を要する」との条文を著作権法に加えるよう文部大臣等に繰り返し要請していた。この要請は結局取り入れられずに終わってしまい、その後出版団体はくり返し同様の要望を行っていくことになる²⁸。

文化庁・著作権審議会第四小委員会では、1976年9月に提出した審議結果報告書の中で、著作権者の権利を集中管理する機構の設立が望まれると述べている²⁹。当時、複写機の普及に伴ってコピーが広範に行われるようになっていたが、コピーの利用者が個々の著作者に許諾を求めることは困難であったため、コピーはただでとり放題、という状態であった。とりわけ、高価な医学書などがコピーされて売れなくなることは、出版者にとって深刻な問題となっていた。

第102通常国会(1984年12月1日～)で、プロ

グラムの権利を認めた著作権法改正の際、衆参両院の文教委員会は、「複写複製問題については、文献複写に関する著作権の集中管理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するための出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を行うこと」との付帯決議をしている。

1985年4月、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、自然科学書協会、出版梓会など出版関係団体は、版面権についての要望書を文化庁に提出した。「複写機器による被害から出版者を保護するため、出版者に新しく版面の権利を認めるよう著作権法の改正を要望する」という内容である。この4団体は、「版面に関する出版者団体協議会」を結成した。(日本専門新聞協会も、版面の権利の立法について独自に要望書を提出している。)³⁰

これら出版者団体が要望したのは、①出版者があるその出版物の版面の複製について許諾権を有すること、②出版物の版面が放送され、有線放送され、映写されまたは貸与された場合、出版者が報酬請求権を有すること、が著作権法に規定されるべきである、ということであった。また、版面権の保護期間については、大別して、①著作権同様、発行後50年とすべきである ②著作隣接権として、発行後最低20年とすべきである という2つの考え方があった³¹。

1990年6月、著作権審議会第八小委員会は、出版物の複写利用者に対して報酬を請求できる権利(「版面権」)を、著作隣接権として出版者に認めることが適当であるとの報告を行った。しかし、経済界などからの反対もあり、「版面権」は、現在も法制化されるに至っていない。

なお、懸案であった著作権の集中管理機構については、現在では1991年発足の社団法人日本複写権センター(JRRC)をはじめとして、有限責任中間法人学術著作権協会(学著協)、株式会社日本著作出版権管理システム(JCLS)などが存在し、企業等と契約して複写使用料を徴収し、著作者団体にそれを分配している³²。(図書館や学校での複製は別に認められている³³。また、コンビニ等の文献複写機での私的使用の複製については、著作

権法附則第5条の2により、著作権法30条の例外として、当分の間、自由に行うことが認められている。)

4. テキスト化との関係

(1) 問題点

「漱石初版本復刻事件」和解内容のような「商習慣」は、出版者のあいだに現在も存在しているのだろうか。もしそうだとすれば、本稿が問題にしているテキスト化の作業にはどのような影響があるのだろうか。

1) 原文を確定した人の権利—①本を出版する場合

たとえば、ある人(以下、甲と呼ぶ)が、古典の原文を確定し、それをどこかの出版社から本の形で出版したとしよう。(遙か昔の本で、著者との間で著作権の問題は生じないものとする。)ふつう本にするとき、原文のみでということはまずないので、甲の本には原文以外に、書き下し文や現代語訳、解説等が含まれているだろう。このうち、書き下し文については上述のように創作性を認めた判例もあるので置くとして、原文(の校合文)について、甲に著作権が認められないとすると、第三者(以下、乙と呼ぶ)がこの原文(校合文)の部分のみを抜き出し、まるごと利用して自分の本を作ったとしても、著作権法には違反しない。

このとき、もし「版面権」というものが「商習慣」として確立しているとすれば、出版者は乙にクレームをつけ、相当の対価を支払わせる、相手の出版をやめさせるといった対応をとることができる。(ただ、法的権利ではないので、力関係でこちらが泣き寝入り、という可能性もあるけれども。)

2) 原文を確定した人の権利—②テキストデータを公開する場合

では、甲が本として出版せずに、校合文を自分

でテキスト入力し、ホームページで公開した場合
はどうだろうか。この場合、甲は出版者の立場に
も立つわけであるが、テキストデータの場合、「版
面」というものは生じない。従って、「版面」保
護の「商習慣」が存在したとしても、甲は乙に対
して何も言えないことになる。甲の加えた注釈や
解説の部分を取り去って、古典の原文だけにし、
それに乙の解説等を加えて本にするなどといった
ことも、紙の本から行うのは困難であろうが、テ
キストデータからなら簡単である。

さらに言えば、テキスト化に関して甲に何らか
の権利が生ずるとしても、甲は必ずしも保護され
るとは限らない。というのも、当該古典が天下の
孤本で、なおかつ未公開というならともかく、図
書館に収蔵されていて閲覧が自由にできるとか、
別に所蔵している機関が複数あるというような状
況であれば、乙はいくらでも言い逃れができるか
らである。乙が「自分は別の図書館で偶然同じ版
本を見て、独自にテキスト化した」と言い張れば、
それを否定することは困難であろう³⁴。

かくして、苦勞して抄本や版本から字を拾って
入力した甲の努力は、乙の出版した本の陰に隠れ
てしまうかもしれない。たとえ、「版面」という
形で出版者を保護する商習慣が確立していたとし
ても、その保護は甲には届かないのである。

3) 既存の本をテキスト化する場合

では、甲がすでにある活字本を底本にして、古
典の原文のテキストデータを作り、ホームページ
で公開する場合は、どうだろうか。すでにある著
作物の内容をデジタルデータ化する行為は、著作
権法では、「複製」の一種と解されている。従っ
て、著作権者の許諾を得なければならない。

甲が古典の原文の部分だけをテキスト化したい
というとき、仮に古典の原文確定について校訂者
に著作権法上の権利が生じるとすれば、甲はこの
人の許諾を得なければならない。もし、校訂者
には権利が生じないというなら、あるいは校訂者
の権利が保護される期間の満了後であれば、甲は
原文部分に限り、既存のどの本からでも自由にテ

キスト化できることになる。

しかし、活字本の場合に、上述の「商習慣」が
存在するとすれば、校訂者の権利が消滅した本に
ついても、出版者がいつまでも「版面権」を主張
し続け、甲によるテキスト化を拒む可能性がある。

結局、和解内容のような「商習慣」があったと
しても、古典のテキスト化の促進には、あまり役
に立ちそうにない。

(2) 法制度の改革

甲が苦勞して校訂し、テキスト入力したものを、
無断で利用する者が現れた場合、その「ただ乗り」
行為を、事後において不法行為ないし不正競争と
位置づけることは現状でも可能かもしれない。た
だ、自分が苦勞して作り上げたものを他人に勝手
に利用されない権利を事前に与えておくほうが、
保護としてはずっと手厚い。では今後、甲のよう
な人を保護する新たな法規定が生まれる可能性は、
あるのだろうか。

1) 報告書「出版者の権利について」

日本書籍出版協会の著作・出版権委員会、第一
分科会は、2002年4月に、「出版者の権利につ
いて」という報告書を出している³⁵。報告書はまず、

「出版物の内容を二次的に利用する場合、すな
わち、コピーしたり、録音図書として録音したり、
電子的に版面をスキャンしてコンピュータに蓄積
し送付したりすることは、著作権者の許諾なしには
行えない。しかしながら、このような場合、出版
物の編集発行に努力を傾注した出版者には何らの
保護も認められていないのが現状である」と述べ
ている。

著作物の伝達媒体である、実演家・レコード制
作者・放送事業者および有線放送事業者には、「著
作隣接権」が与えられている。出版者も著作物の
伝達媒体の一つであるが、「出版権」という強力な
権利が規定されているなどの理由で、これまで
「著作隣接権」は与えられていなかった。ところが、
無許諾の文献複写については出版権では止め
られないため、「版面の利用」に関する許諾権を

出版者に与えて欲しいとの要求が出されるに至ったわけである。

報告書は、①出版物そのものが利用される場合（譲渡、OHPによる上映、展示、貸与等）については、レコード制作者に認められている譲渡権および貸与権を要望する。②出版物の版面構成が、二次利用の媒体への著作物等の取り込みに直接使用され、二次利用の媒体においても、その版面構成がそのまま利用されるもの（複写、復刻、上映、放送、その他版面をイメージ入力により画像として利用する場合等）及び、③出版物の版面構成が、二次利用の媒体への著作物等の取り込みに直接利用されるが、二次利用の媒体においては、出版物の版面構成とは異なる形で利用されるもの（版面をOCR入力によりデジタル化してテキストデータとして利用する場合等）については、権利の内容として認められるべきである、などと結論づけ、その権利は著作隣接権（性格は許諾権。保護期間は50年）とすることが適当であるとしている。

なお、「電子出版」の保護については、「（電子出版の場合は）著作権は通常、電子出版物を発行する者に帰属することが多いと考えられる。そうであるなら、上記の著作物をその内容とする電子出版物の発行者（出版者）は、発行者（出版者）固有の権利を要求するまでもなく、著作権法上十分な保護を受けているということが出来る」とし、「電子出版物の発行者に何らかの固有の権利を認める必要があるかどうか」については、今後の検討課題としている。

2) 報告書に対する評価

文献複写によって本や雑誌が売れなくなってしまうという問題は深刻であり、出版者団体から切実な法改正の要望があることはよく理解できる。なんらかの形で法的保護が必要だとは思いますが、この出版協会案は、とりわけ出版者の権利保護期間の長さという点で、本稿が追求する「古典のテキスト化推進」という目的には適合しない。

もし、この案のような法改正が行われたとすると、活字本中の校合文は著作物と認められないと

しても、「版面」を構成する要素として保護されることになり、発行後50年間は第三者が勝手にテキスト化することはできなくなる。他方、校合文をテキスト化してネット公開する人は、（校合文が著作物でないとするれば、）著作権をもたない「電子出版物の発行者」となる。彼に必要な「固有の権利」は、報告書では検討課題にとどまっている。

3) 古典のテキスト化を推進する法制度とは

i) 原典の復元作業に関して

上記のような点から考えれば、古典のテキスト化を推進するためには、やはり「出版者の権利保護」では、だめだということが分かる。だとすれば、少なくとも校合文については、それが著作物であること、言い換えれば、校訂者の著作権を認めってもらうことが必要である。ただ、その保護期間が長すぎると、せっかくの研究成果が広く一般に利用されることが困難になり、それは避けたいところである。

私見では、従来の著作権保護期間よりも短い期間（10～20年程度か）を定めて原文を確定した人の権利を保護する規定を著作権法の中におくべきだと考える。対象となる校合文は、活字であるかデジタルデータであるかを問わないが、ネット上で公開される場合は、基本的に広く共有されることを望んでいると考えられるので、権利者の判断により、保護期間をなくしたり短縮したりすることも認める。

紙の本の場合はいつ出版されたかが容易に証明できるが、ネット上で公開する場合は、なんらかの形で登録することが必要となる。これには、たとえば林紘一郎氏提唱の@マーク方式³⁶等の採用も検討されて良いと思う。

保護期間を過ぎれば、ネット上のテキストデータになった校合文を取り込んで紙の本にするのも自由だし、逆に活字本を出した出版社が保護期間を過ぎて自ら電子化を行わない場合、第三者が、活字本中の原文部分のみをテキスト化し、ネット上で閲覧できるようにする、といったことも可能になる³⁷。手弁当で入力作業をしたのに、底本

にした活字本の出版者からクレームをつけられる、というおそれがなくなれば、研究者・研究機関は、進んで古典のテキスト化とネット上での公開に取り組むものとする。

ii) 入力作業に関して

さらに、上にいう「電子出版物の発行者の固有の権利」、すなわち、テキスト入力し、それを公開したことについても、権利保護を考える余地はあるが、これはなかなか難しい。現行著作権法はこのような権利を認めていないし、学説もデジタル化権の新設には一般に消極的である。

たとえば、中山信弘氏は、アナログをデジタルに変換する作業には、多大の労力や技術が必要とされることもあり、そのような場合にデジタル化した情報を第三者に無断で利用されたのではたまらない、という意見に対し、すべてのデジタル化作業に多大な労力や技術が必要というわけではなく、しかも現在技術や労力を要するものであっても、技術の進歩によってデジタル化のコストは低下していくと考えられるので、あえてデジタル化権を創設する必要性は低い、と反論する³⁸。そして「もし仮に、ある特定の分野でデジタル化権なる権利を認めないと、その分野の産業がたちゆかないという状況があるならば、その分野に限定した立法をすべきである」と述べている³⁹。

日本で研究者が古典をテキスト化・ネット公開するのは、だいたいにおいて、自分の研究上、原文確定の作業が必要で、せっかく作ったから公開しようかと思う場合や、古典を活字化した既存の本に検索機能があるといいなあと思って、パソコンに入力してみるといった場合である。多くの場合、入力作業は(OCRを利用するとしても)手仕事の的におこなわれており、金銭的な報償は必ずしも期待していない。

ただ、「手仕事の的」であるが故に、自分の作り上げたデータに対する愛着は深い。それを何の断りもなく他人の本などに利用され、自分の名前すらどこにも出ない可能性がある現状では、ソフトの供給はどうしても滞りがちになると思われる。

入力作業を行った人(ないし機関)に「氏名表示権」を付与すること、登録後の一定期間(1～5年程度か)は、デッド・コピーを許さないものとする、を何らかの形で法制化できれば、状況はだいぶ違ってくるのではないだろうか。

(3) テキストデータの二次利用の例

「青空文庫」⁴⁰というよく知られた無料公開の電子図書館がある。「著者の死後50年を経て著作権の切れた作品と、著作権者が『公開してもらって構わない』とした作品を電子化し、テキストファイル、HTMLファイル、エキスパンドブックの三種類の形式で」⁴¹ネット上で無料提供している。電子化の作業をおこなうのは、「青空文庫作業員」と呼ばれるボランティアの人びとである。1997年の開館以来、協力者がどんどん増え、現在4000点を超える書籍が公開されている。

青空文庫に収録されている著作権の切れた作品に関しては、「有償、無償を問わず、自由に複製、再配布してもらってかまわない」というのが原則だそうである⁴²。

いわゆる100円ショップで売られている本の中には、これを利用して作られたものがある。たとえば、ダイソー文学シリーズⅣ・Ⅴ『三四郎』(前編・後編)は、角川文庫クラシックス(1997年6月10日第127刷、初版1951年10月20日)を底本とした青空文庫のテキストデータを利用し、独自の編集を加えたものである⁴³。

かつて一冊の本は装丁や挿絵までふくめた一個の芸術品だと考えられていた。「復刻権」は、まさにそのような考え方の表れである。しかし、本文だけあればいい、と考える現代人にとっては、角川文庫の『三四郎』を買うのも、青空文庫からダウンロードするのも、ダイソーの『三四郎』を買うのも同じということになるのかもしれない。

5. おわりに

本稿では、中国や台湾では盛んに行われている古典のテキストデータ化が、なぜ日本ではなかなか

か進まないのか、という疑問を提示し、その一つの理由として、古典の原文を校合によって復元した人や、テキスト入力の作業を行った人に対して、著作権法上、何の保護もない、ということを描いた。

過去を振り返ってみれば、著作権の切れた作品に関して出版者の「復刻権」や「版面権」が主張された事件もあり、そこに現れた問題意識は、本稿の関心と一致する面がある。ただ、事件における和解内容も、現在出版者団体によって主張されている「出版者の権利」も、古典のテキスト化・ネット公開促進には、あまり役に立ちそうにない。

そこで、本稿では、古典の原典を復元した人を保護する規定を著作権法に組み入れる（ただしその保護期間は、一般的な著作権の保護期間よりもずっと短いものとする）こと、及び、入力作業を行った人に対しても一定の法律上の保護を与えることを提言した。

現在、書籍は、紙の本、CD-ROM、電子ブック、ネット上のデータなど、さまざまな形態で存在している。紙の本は、それらの中でとうぶんの間優位を保ちつづけるであろう。しかし、紙の本を基礎とした「版面」というような概念は、書籍のテキストデータ化が進めば、いずれは存在しなくなる。さらにいえば、著者がデータを直接読者に送る、という流通の形が普及すれば、出版社の要らない時代も来るかもしれない。著作権法やその周辺の法律・制度は、この意味でも大きな転換点にさしかかっている。

ともかく、一日も早く何らかの法的措置が講じられて、古典のテキスト化が安心して行えるようになり、日本国民のみならず、世界中の人がその成果を容易に利用できるようになることを望んでやまない。

¹長塚隆「インターネットでの電子出版——電子本から電子ジャーナルまで——」『情報管理』44-7 によれば、電子出版の発展経過は、「コンピュータが出版の編集に使用され始めた1980年代初めまでの第I期、CD-ROMに

より多くの電子出版が行われた1990年代半ばまでの第II期、インターネットでの電子出版が開始されCD-ROMからの移行時期であった1990年代後半より2000年までの第III期、今後の21世紀には印刷体から自由になる本来的な電子出版が進展するであろう第IV期」に分けることができるとされている。

²<http://www.sinica.edu.tw/> なお、ここでいう「二十五史」は正史と認められた「二十四史」と「清史稿」からなる。

³二階堂善弘「コレクション構築・整備——中国・台湾の電子文献について——」『情報の科学と技術』52-2, 山田崇仁「中国学最大のデータベース 台湾中央研究院」『人文学と情報処理』19号など参照。

⁴東京地裁昭和57年3月8日判決。『判例時報』1038号 pp.266-273

⁵訓読については一定の法則があるので、誰が訓読してもほぼ同じになり、創造性が生じないとする異見もある。訓読文の著作物性を否定する説として、藤井義夫「訓読文の作成——将門記事事件」『著作権判例百選 [第3版]』p.138, 米川猛郎「訓読文の成立とその機能に関する著作権的考察(1)~(6)」『コピライト』233~238号, 同「『将門記』訓読事件第一審判決小見」『コピライト』260号 参照。

⁶いわゆる「額の汗」理論の否定である。「額に汗」理論に関しては、田村善之『著作権法概説 第2版』有斐閣, 2001年 pp.24-25 参照。田村は、情報の集積行為は著作権の保護の対象とならないが、それはこのような作業が「まったく法的に保護すべき価値がないということまでも意味するものではない」とのべ、それにただ乗りしようとする者に対しては、現状では民法709条(不法行為)で対応すべきであるとの見解を示している。

⁷上記の台湾中央研究院は、二人のキーバンチャーが並行入力し、その結果をソフトウェアで対照して誤字脱字をチェックするという方式を採用しており、ずいぶんと手間と時間がかかっているらしい。中国の企業、書同文(北京書同文デジタル技術有限公司)の新しい入力方式を詳しく紹介し、その中で中央研究院方式の実験結果も紹介している、千田大介「中国における古典文献データベースの構築 書同文へのインタビューを通じて」『漢字文献情報処理研究』2号 参照。

⁸デジタル化に携わった人の権利を守るためには、「著作物か否かと無関係に、業務の請負と業務成果の帰属という契約における権利処理で対応すべきである」中野潔『知的財産権ビジネス戦略 (第2版)』オーム社, 2001年, p.31 といった意見もある。ただ、本稿の関心は、デジタル化したことを第三者に対抗できるのか、という点にあるので、これでは問題の解決にならない。

⁹この事件に関する参考文献としてとくに有用と考えられるものは、美作太郎『著作権と出版権—いま何が問題

カー]日本エディタースクール出版部, 1981年 pp.111-134 および, 春木誠「復刻本の復刻をめぐる出版社の確執」『総合ジャーナリズム研究』16-4 (1979年10月)である。

¹⁰1979年2月25日 朝日新聞日曜版30面。『朝日新聞縮刷版 昭和54年2月号』p.860

¹¹1979年3月1日 朝日新聞・朝刊22面。『朝日新聞縮刷版 昭和54年3月号』p.22 同記事の中で, リ社は「問題の「ほるぶ版」にはさして編集上の新味, 工夫が加えられたとは思えず, 従って同版自体に著作権があるとは認めがたい」と反論している。大家重夫「著作権法の問題状況——著作権相談を中心に——」『ジュリスト』692号(1979年6月1日)も, 「初版本を探し出してきて, 『しみ』や汚れをとって写真複製したという『寄与』」があるのみで, ほるぶ社の復刻版に「創作的表現」は認められないとの趣旨である。

¹²1979年3月4日 朝日新聞・朝刊22面。『朝日新聞縮刷版 昭和54年3月号』p.142

¹³日本近代文学館の理事の中には「詐欺だ」とまで非難する人もいた。リ社は, 新聞広告に日本近代文学館本を「何点か借りたことは認めるが, 自社製品も共同刊行のものと比べそん色はなく, 詐欺ということはあたらないと思う」と上の新聞記事中で, 述べている。

¹⁴1979年3月14日 朝日新聞・朝刊22面。『朝日新聞縮刷版 昭和54年3月号』p.512

¹⁵1979年3月3日 朝日新聞・夕刊10面。『朝日新聞縮刷版 昭和54年3月号』p.118

¹⁶岩波書店の漱石初版本は『こゝろ』『道草』『明暗』の3冊だが, 『道草』『明暗』は, 津田画伯の妻の申請に基づき, すでに販売差し止めの仮処分が決定していたので, このときは『こゝろ』だけを申請した。

¹⁷1979年5月30日 朝日新聞・朝刊22面。『朝日新聞縮刷版 昭和54年5月号』p.1042 同記事によれば, これよりさき, リ社は, 近代文学館の仮処分申請の審尋に際して, 近代文学館本から複製した分を元の初版本から複製すると述べていたらしい。

¹⁸詳しい和解内容については, 注9の美作・上掲書 pp.130-133 を参照のこと。

¹⁹春陽堂は, リ社が出版できなくなった『道草』『明暗』の2冊の代わりに, 自社初版の『四篇』『草合』の復刻を認めたので, あわせて9点となった。

²⁰新聞記事中, リ社社長の話として「一万二千から一万三千セットの注文を受け, 客に対する責任を果たしたいという事情から, 岩波書店などの主張をのまざるを得なかった。この和解で, 出版界全体として一つの原則が認められたとは考えていない」とのコメントが紹介されている。1979年9月1日朝日新聞・朝刊22面。『朝日新聞縮刷版 昭和54年9月号』p.22

²¹「マスコミの焦点 漱石初版本復刻権論争で和解成立」『新聞研究』339号

²²注9の美作・上掲書 p.117

²³「座談会 最近の著作権問題」『ジュリスト』692号の, 阿部浩二の発言参照。

²⁴同上, 小山忠男, 半田正夫の発言など。

²⁵注9の春木・上掲論文参照。

²⁶「岩波書店七十年」(岩波書店, 1987年)により, 岩波書店による「漱石全集」の刊行開始年を列挙すれば, 以下のようなになる。1917年(第1次), 19年(第2次), 24年(第3次), 28年(普及版), 35年(決定版), 47年(戦後版)。同年文庫版も刊行開始。但し後者は中絶, 56年(新編決定版・新書型特装版第1次), 65年(定本1次), 74年(定本2次), 78年(新書型特装版第2次), 84年(定本3次・特装版)。さらに1993年にも新たな版の刊行が開始されている。

²⁷岩波書店は, 初版本の出版点数からいえば春陽堂にかなわないのに, 人脈を生かして初の全集出版にこぎ着けた。また, 1946年6月, 桜菊書院が漱石の遺族の承認を得て「漱石全集」を刊行しようとしたところ, 岩波書店は, 著作権保護期間の終了を待って漱石全集(1947年の「戦後版」)を出版。桜菊書院と競争になったが, 結局岩波が勝利をおさめた。遺族は, 漱石の作品名や全集の題号を商標として登録し, 漱石の著作物の発行を阻止しようと考えたが, 特許庁は書籍題号の商標登録を認めないとの決定をした。いわゆる「漱石商標事件」である。阿部浩二『著作権とその周辺』日本評論社, 1983年 p.167以下参照。

²⁸「検討始まった『版面権』」『新聞研究』423号(1986年10月)参照。

²⁹「著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)の審議結果について」及び, 米川猛郎「著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書について」『図書館雑誌』71-1(1977年1月)参照。

³⁰「ニューメディアから版面権へ」『新聞研究』412号(1985年11月)参照。

³¹上掲「検討始まった『版面権』」(注28)参照。

³²各団体については, 末廣恒夫「図書館と著作権—複写と貸出を中心に—」『情報管理』47-1 参照。

³³著作権法 第31条, 第35条

³⁴「将門記事」に関しても, B社が教授の訓読文を参考にして新たに訓読文をつくり, 新たに版を起こして教授の訓読文を参考にした旨の記述を行えば, 敗訴しなかったのではないかとの説がある。「古典『将門記』訓読文著作物事件」(著作権判例研究会編『最新著作権関係判例集Ⅳ』ぎょうせい, 1986年) p.36以下参照。

³⁵報告書の内容は, 日本書籍出版協会ホームページ(<http://www.jbpa.or.jp>)の「出版者の権利」より。

³⁶林氏の私案である「デジタル著作権」(©マーク)は、著者が作品をウェブ上で公開したことを宣言して自主登録するというもの(©マークの第2世代版「Mark II」では、電子認証の利用を義務づけ)で、著作権の存続期間は、0、5、10、15年の4パターンの中から自分で決めて表示する。林紘一郎編『著作権の法と経済学』勁草書房、2004年 参照。

³⁷非営利の場合に限るか、二次利用を認めるか、等の点については、考慮の余地がある、

³⁸中山信弘『マルチメディアと著作権』岩波新書、1996年

p.115以下参照。

³⁹同上、p.120

⁴⁰青空文庫ホームページ(<http://www.aozora.gr.jp/>)

⁴¹同上。

⁴²富田倫生「〈イネーブル・ライブラリー〉としての青空文庫」(青空文庫ホームページより)

⁴³2004年9月1日現在、青空文庫では、漱石作品96点が公開されている。ちなみに、角川文庫の『三四郎』は、現在も書店で販売されている。

(喜多 三佳：四国大学 法律学研究室)